



今年度に入って二号目の「草の根通信」をお届けいたします。皆様からの多岐にわたる質問に対する回答として解説情報をお知らせいたします。

① 産廃処理施設における飛散流出防止措置の重要性に関する解説。

大雨、大風などの天候の異常時において処理施設内の廃棄物が飛散する場合があります。非常災害時は別として、廃棄物処理の全工程では飛散流出、地下浸透、振動、騒音、害虫発生防止が義務付けられている。施設設置基準の基本原則です。

② 排出事業者となる元請け事業者の範囲、又は所有者、管理者、占有者【テナント】の関係は複雑です。そのため排出事業者の特定が困難なケースがあり、特定不能に便乗して委託契約書を締結しない排出者が存在します。

廃棄物法の改正により、元請けの指示、示唆により下請け業者を排出者と見做す場合も有り得る。

③ 設備工事における元請け事業者の確認は、上記の②に共通する内容です。工事が多層・多段階になっているために排出事業者の特定が難しい場合でも処理業者側では原則的に対応をする事。

④ テナントビルなどにおける産廃処理契約での管理会社の位置づけは議論のあるところです。

この事例では、子会社が管理業務を行っている場合の考え方を示しました。参考として規制改革推進計画（平成17年）の一部を添付しました。

⑤ 廃棄物の処理委託契約書において、契約者の住所が変更になった場合の手続き方法です。改めて契約書を更新することなく変更の文書を添付し保管することにより対応可能です。

⑥ 契約書における反社会的勢力との契約が判明

した時の対処方法です。

排出事業者が契約を渋っても排出事業者の責任は免責されないことを知らせることが大切。

⑦ 発注者が親会社で、設備工事を子会社が行う場合、廃棄物処理法の改正により、元請けの排出者責任と合わせて、例外として元請け業者の指示、又は示唆により下請け人処理の委託を行う場合を想定した例外容認の規定がある。

⑧ 契約書における排出事業場の記載の有無、確認は、必ずしも契約書記載を義務付けられていない。特に基本契約では、別紙又は発注書により指示されるケースもある。収集運搬の現場を把握確認することは、廃棄物の適正処理の観点からは重要な項目なので、契約書に反映できる様式を工夫して導入すること。

⑨ マニフェスト伝票の交付年月日と、運搬終了年月日の関係は、必ずしも同一月日を要求していない。作業の都合により翌日、又は一時積み置きで二日後に運搬終了も有りうる。虚偽記載の疑いを受けないように、事実にもとつき記載する。

⑩ 機密文書の収集運搬契約については、通常の産廃処理契約とは別に締結する方が良い。

従来より専ら物扱いで、マニフェスト伝票不要の扱いであり、そのために委託契約書も簡便スタイルが認められている。特に、機密書類は秘密保持のための特別処理。特に別途の契約が必要である。

⑪ 安全衛生、運行管理分野での会社役員の役割と法的責任は重要です。役員であれば許可の欠格要件にも該当することになります。リスクを回避するための方策を検討確認しておくこと。

以上

## 質 問

ある処理業者の処理施設を現場確認した時に、大雨が降っていたことにより、場内の廃棄物及び路上の土砂など相当量が搬入道路の出口から公道に流れ出ていた。

これらの事実は、廃棄物処理法に定める施設規準に抵触すると推察されますが、施設基準の内容、適用される条件などを具体的に教えていただきたい。

## 回 答

## 1. はじめに

産業廃棄物の許可では、収集運搬業（積替え保管を含む、及び含まない）、中間処理業、最終処分業のいずれも次の三項目の基準をクリアーすることが許可の条件となる。

## ① 施設基準—廃棄物の飛散、流出、悪臭、地下浸透のおそれのない施設である事。

・施設とは、車両、船舶、飛行機、容器、積替え施設、保管施設、処理施設など産廃の処理業の事業に供用される機材、器具、及び事業計画申請時に記載された場所など全てを含む。

## ② 能力基準を満たすこと。—審査の中心目的。(省略)

## ③ 欠格要件に該当しないこと。—当然のこと。(省略)

基準を満たさない場合は。

・許可申請時には、基準を満たさない事項の是正指示があり、改善されない場合には、その間は許可が出ない。最悪の場合には「不許可処分」になる場合もある。

・許可取得後においては、行政の立入り検査において、指示書、指導書で改善内容が明示される。改善されない場合、最終的には、『事業停止処分』などを受ける場合がある。

## 2. 問題点

・**能力基準、欠格要件**については、具体的かつ客観的な数値、資格、公文書で確認できる内容であり、許可権者も厳しく審査する。

・**施設基準**は、廃棄物の量、質、天候、その他の条件により事実関係の証明が困難な場合も多く、普段は気がつかない、又は他の業務に忙殺されて放置している場合が多い。

周辺住民からの苦情、第三者からの垂れ込みなどにより、初めて事実関係が明らかとなり、行政の指導により事後対応による問題解決の取り組みがなされる場合が多い。

一般的には、許可業者（処理業者）側では、施設基準遵守分野での取り組みに若干の緩さ、甘さがあるのは否定できない。行政から指摘されれば対応すればよしとするなど。

事例として、八王子市内のある業者が堆肥化処理施設（コンポスト）を開業したが、周辺住民からの悪臭問題の苦情により操業を停止し、廃業も想定されている事実がある。

## 3. 解決策

環境省の産廃処理業者の優良事業者制度が発足して3年になる。優良事業者認定を受けた処理業者については、日常的に施設基準遵守の点検を怠ってはならない。

行政が許可を出したのは、許可審査時点の状況により判断したものであり、その後の現象（飛散、流出、悪臭など）を免責又は容認するものではないことに留意すること。

施設基準の遵守の対応方法としては、点検体制が重要ですが、むしろ最大の重要事項は、点検により明らかとなった内容の改善・改修を即時に実施に移すことです。

多くの処理業者では事実の把握、問題点の報告で満足し終了しているケースが多い。

**蛇 足** 上記の問題施設には、早急に、出入口にグレーチング（流出防止用排水溝）を設置し、公道への廃棄物の流出防止の施設改善が必要である旨の提案をされたいかがですか。

以 上

**質問 1.**

元請け業者として定める（規定される）判断材料はどのようなものか

## ◆工事請負の契約書

## ◆若しくは書面での発注書や請書が取り交わされていれば成立するか？

※各々文中に廃棄物に関する事項に触れておく必要はありますか？

**回答 1.**

元請けが排出事業者と規定される場合とは、法令上の規定により、原則として建設工事請負契約における廃棄物処理に一応限定されています。法令上の原則ですので、一部例外において「ケース パイ ケース」も想定されます。

書面での発注書や請書は必要要件の一つに過ぎません。なお、書面での発注書や請書があるから直ちに建設工事とは限りません。絶対要件ではない。

**質問 2.**

ケース 2、3について

施設保有者やテナント（A）がビル全体のメンテナンスを請負う管理会社（B）に工事を発注（委任、委託、指示、示唆）し、管理会社（B）が設備会社（C）へ発注し、設備会社（C）が下請けの工事会社（D）に発注し最終的には工事会社（D）が実働で行い、廃棄物が発生した場合は元請の解釈としては最終的に実働した工事会社（D）という解釈になるのでしょうか。

**回答 2**

建設工事などでは、工事の請負関係が多層状況になるのが多い。

その場合に、元請けとはどの段階の事業者とするのが妥当なのか。元請けが確定しなければ、廃棄物の元請け責任も絵に書いた餅です。責任が不明確になるだけです。

そのため発注者から当該工事の発注を直接受けた業者が元請けと規定されております。

Aは、Bに対してビルの総合維持管理業務を委任、委託しており、管理会社Bは、Aの指示、示唆により設備会社（C）に工事を発注したことになります。設備会社（C）が元請け事業者となります。工事の施工責任、廃棄物処理責任負うのは設備会社（C）です。下請け工事会社（D）は、あくまでも工事に関する限定的な責任を負うに過ぎません。

**質問 3.**

大元の設備の保有者やテナントが建設系廃棄物の排出者になることは問題ないでしょうか。

工事を発注したとしても、廃棄物のもとである設備を保有していたのはオーナーやテナント使用者ですからこの大元が排出者となると言った場合は別に問題はないのでしょうか。

**回答 3.**

廃棄物の本源的な処理責任は、施設の所有者又はその場所を借りて業を行うテナントです。これが大原則として優先します。廃棄物の処理責任の大原則を補完する意味での例外として、元請け責任が位置づけられております。

法成立 40 年後に、元請け責任が廃棄物処理法の条文に位置づけられた経緯がそれを物語っております。

非嫡出子が、元請け責任として認知（法律上規定）されたわけです。

**質問 4.**

環境省より出されている資料に『運搬を行う下請負人は、当該運搬が法第 2 1 条の 3 第 3 項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を携帯しなければならない』とあるのですが、何かしら書類の携帯（請負契約のコピーなど）が必要なのでしょうか。

## 回答 4.

携帯する書面とは、別紙様式を指定しております。様式は添付しました。（FAXにても送付します）

## 質問 5. ケース 4 について

工事以外のケースは原則、施設の保有者かビル管理会社が排出者になると解釈いたしました。ビル管理会社が排出者となりうるケースとして以下の場合はいかがでしょうか。

◆①ビル管理会社が施設常駐し、設備関連の点検を請け負っている。

⇒当社の場合、ビル管理よりグリストラップ清掃依頼を受けますが、ビル管理会社が排出者と成り得ますか？業務請負契約の中に廃棄物に関する管理がうたわれている場合は成り得ると聞いたことがあります。

## 回答 5—①.

施設の所有者とビル管理者の間にて、施設全般の総合管理に関する業務委託を受けている場合、施設の管理に伴い多様な廃棄物が排出されることになり、それらの処理責任を施設の所有者に義務つけるのは実体から乖離し、廃棄物の適正処理が担保出来ない事態の発生も予測される。そのため、これらの多様な廃棄物の処理責任はビル管理会社が負うことの方が合理性が見込まれる。廃棄物の処理責任は、第一義的には所有者であるが、排出の状況、契約の状況等の条件により管理者、又は占有者が排出事業者となる場合も想定され、それは行政通知などにより認知されている。

例示：鳥取県の「廃棄物リサイクル関連法令等Q&A」（デパート内飲食店のグリストラップ汚泥処理）

Aデパートが当該ビルのメンテナンス業務をB会社に委託しており、グリストラップの清掃業務について B 社が一括して C 汚泥清掃会社に委託している場合、C 社が清掃除去した汚泥は、当該ビルを管理する B 管理会社が事業活動としての処理責任が有り、排出事業者に該当する。

◆②廃棄物の管理のみ行う会社から依頼されるケース

管理会社は常駐しているわけではなく、施設の廃棄物に関して取りまとめているだけの場合。

排出の実態はないのでこのケースは管理会社が排出者としては不適と判断していますがいかがでしょうか。

## 回答 5—②.

当該管理会社は、廃棄物の発生、排出には関与しておらず、廃棄物の集積、移動業務を担当しているに過ぎない。そのため、排出事業者にはなりえない。いわゆるビルのごみを単に回収する清掃会社と同一である。

排出事業者は、当該ビルの所有者又は個別のテナントである。

質問 6. 元から施設に溜まっている汚泥は建設廃棄物とみなせるか。

よくあるケースとして、設備工事をしたいが汚泥が溜まっているため工事の前に清掃してほしいという依頼が工事を請けた会社よりあります。

しかしこの汚泥は工事により発生した廃棄物ではないと解釈すると建設工事に伴い発生する廃棄物ではないように思いますがいかがでしょうか。

## 回答 6.

微妙な問題です。一概に一方向的な即断する回答は困難です。ケースバイケースです。

正解は多様です。それぞれ前提条件により別途の扱いとなります。

既に工事に着工している場合の汚泥処理か、又は、工事のための準備行為として汚泥処理なのか。

解体工事の残置廃棄物の処理問題に共通する問題です。

し尿が混入している汚泥であれば一般廃棄物の扱いになる場合も有ります。

(表面)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3第3項の規定により、下記の廃棄物については、下請負人が自ら運搬することとします。 元請業者 住所 氏名又は名称 電話番号 印		年	月	日
下請負人 住所 氏名又は名称 電話番号 印				
下請負人 住所 氏名又は名称 電話番号 印				
事業場の所在地	氏名又は名称	住所		
発注者	氏名又は名称	住所		
運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量	種類	住所		
運搬先の施設の所在地	量	住所		
運搬先の施設の有使用権原	運搬先の施設の所有権原使用権原	住所		
元請業者の氏名又は名称	氏名又は名称	住所		
印	印	住所		

(日本工業規格 A列 4 番)

(裏面)

運搬を行う期間	年	月	日	～	年	月	日
運搬を行う従業員の氏名							
運搬車の車両番号							
維持修繕工事の場合	当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。						
元請業者の氏名又は名称	印						
瑕疵補修工事の場合	引渡年月日						
年	月	日					
当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。							
元請業者の氏名又は名称	印						

備考

- 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者(工事事務所長等)又は当該基本契約書の締結者(支店長等)の押印又は署名で足りるものとする。
- 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1 m<sup>3</sup>以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載(例：量一層)でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。
- 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。
- 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。
- 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。

## 質問

法改正にある『建設工事の元請事業者が排出事業者としての責任を有するという原則』、

- ① 元請事業者となる立場は何で持って確認するのか。

## 【関係業者が階層別に数社が絡む場合】

- ・A社(施設保有者) オーナー企業、又は個人、又はA社の施設のテナント
- ・B社(ビル管理会社) A社から施設メンテナンスを受託
- ・C社(設備会社) B社から設備工事を受託
- ・D社(廃棄物処理会社) C社から工事で出た廃棄物の処理を受託この場合、

- ② B社、C社が排出者となりうる条件はどのようなものでしょうか。

## 回答

- ① ケース1 (一般的な場合)

元請けとは、建設工事などを、発注者から業務の注文をうけて工事を請け負う事業者である。  
上記の事例では、ビル管理会社のB社が発注者であり、設備会社のC社が元請け業者となる。  
工事により発生した廃棄物の処理については、元請けのC社が排出事業者となる。

- ② ケース2.

発注者がビル管理会社ではなく、設備の保有者である場合がある。  
上記の事例では施設設備の所有者のA社が工事の発注者となる。  
この場合でも、工事の発注をうけたC社が元請け業者となる。  
工事により発生した廃棄物の処理については、元請けのC社が排出事業者となる。

- ③ ケース3.

発注者がビル管理会社ではなく、施設のテナントである場合がある。  
上記の事例では施設設備の所有者A社から店舗を借り受けたテナントが工事の発注者となる。  
この場合でも、テナントから工事の発注をうけたC社が元請け業者となる。  
工事により発生した廃棄物の処理については、元請けのC社が排出事業者となる。

- ④ ケース4.

発注者がビルの管理会社又は施設所有者ではあるが、工事請負以外の維持管理業務の場合。  
例えば、施設の清掃、設備クリーニング、配管清掃、設備の廃棄などの場合、建設工事ではない。  
そのため、このケースでは、発注者B社のビル管理会社又は施設の所有者が処理責任を負う。  
施設の清掃、設備クリーニング、配管清掃の業務の委託を受けた事業者は、排出事業者にはならない。  
以上の事例のように、元請けが処理責任を負うのは建設工事関連に限定される。

## 産廃処理委託契約における管理業務会社(丙)の法的な位置づけ

### 質 問

委託契約書面において、契約当事者の甲、乙の外に甲の分社化した廃棄物管理会社(丙)が記載されている。この場合に甲の排出事業者責任が不明確になる恐れがあると思うが問題ないか？ こうした形式は認められるものなのでしょうか

### 回 答

結論から申し上げますと、丙は甲の業務委託を受けて廃棄物の委託前及び委託後の廃棄物の適正管理に関連する業務を行っているに過ぎない。

したがって、契約書においては、丙は、甲の業務の代行として乙たる(株)AKB に対する廃棄物の関連業務(管理、監督、指示、検収、評価)を行うことが規定されている。

廃棄物処理の収集運搬及び処理に関しては、甲の会社と乙の(株)AKB 間で適正な廃棄物処理の委託契約が適正に締結されており、廃棄物処理法上の問題は無いと推定される。

今回の質問に関連して注目すべき通知が有る。参考にして下さい。

**「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(平成16年3月19日閣議決定:平成17年3月25日付、環産発第050325002号)**

この中で、第三「企業の分社化等に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取り扱いの見直し」は参考にして下さい。

すなわち、親会社(甲)とは別法人の会社(丙)であれ、分社化などにより親会社の廃棄物処理を行う場合の取り扱いの特例措置が設けられている。

特に丙は甲社の子会社であるが、国の通知(規制改革関連)においては、下記の内容を満たせば、甲の自己処理としての扱いが適用される。(通知の抜粋を資料提供)

1. 事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に**直接従事する者(業務従事者)**については、当該事業者との間に**直接の雇用関係**にある必要は無いこと。

① 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている。

② 略

③ 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務専従者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。

④ 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に戻ることが明確にされていること。

2. なお、事業の範囲としては、上記③に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要がある。例えば、当該事業者の構内又は建物内で行われる場合は、これに該当するものとして解しても差し支えないこと。

以上

排出事業者＝契約者の住所変更の場合、契約の変更手続きの必要は？

質 問

一般の契約書ですと、甲の本社が移転したことが確認できる書面（通知文等）を契約書に添付しておく程度で、双方が納得できる範囲の対応でよいのですが、

産廃契約ですとマニフェスト伝票の排出事業者欄との連動もあるかどうかというところで疑問が有ります。契約の変更手続きの必要性の有無と、実際の手続方法を示してほしい。

回 答

結論から述べますと、産廃契約についても、住所変更は一般の契約と同じ扱いで特に問題にはなりません。

契約者からの住所移転等のお知らせの写しを当該契約書に添付しておけば大丈夫です。

なお、ご質問に有りましたように、マニフェスト伝票、許可証との関連が有りますので下記の項目に注意して廃棄物処理法上の事務手続きをして下さい。

記

- ① 甲から通知があった日以降の日にちにて、事業者住所を変更する期日を甲、乙協議の上で決定すること。
- ② 事前に決定した期日以降は、統一した新住所にてマニフェスト伝票を作成する。又は住所変更したマニフェスト伝票の交付を受ける。
- ③ 事業所の住所変更に伴い排出場所も変更となる場合について、所在地住所が他の都道府県に移転となるケースでは、許可証との関係で、処理業者側に排出場所の許可があるかどうかの確認が必要です。
- ④ 県境に近い事業所等では、稀に処理業者が移転先の産廃許可を受けていなかったために、短期間であるが無許可業者に処理委託していた事例がある。
- ⑤ なお、自動更新扱いの委託契約書の場合は、できるだけ早い時期に新たな委託契約書の更新をお勧めいたします。住所変更に気がつかずに、旧の住所にて事務を進めたことにより、排出事業者からの信頼性を失ったケースも有ります。

以上



**産業廃棄物処理委託契約書の締結の段階での反社会的勢力との契約問題****質 問**

A社(排出事業者)として、契約書締結業者の役員犯罪歴調査を行った際に、B社(一次処分業者)、C商事(最終処分業者)共に対象者がいることが分かりました。

同姓同名の可能性もあるので、生年月日を確認したいとのことですが、B社としても個人情報なので提供できないということです。

A社として、反社会勢力がある企業とは契約できないということになっており、契約書の締結が滞っている状況です。

**回 答**

A社が何よりもコンプライアンスを重視するのであれば、廃棄物処理の委託契約書の締結こそが法令遵守の要である事を説明し、理解を得る事が必要です。

委託契約書の締結なくして廃棄物を委託処理した場合には、それぞれ委託基準違反として当該事業者には廃棄物処理法上の罰則が適用されます。

さらには、万が一B社、又はC社が中間処理又は最終処分において不適正な処理をしたとして行政処分を受けた場合を想定します。

その場合には、A社が処理委託契約を締結していなくても、マニフェスト伝票などによりA社の産廃物の搬入処分がされた事実が明らかになった時点で、A社の排出事業者としての処理責任が問われます。

契約の締結が無いことを事由に排出事業者の処理責任が不問とされることは、絶対に有りえません。

なお、B社、又はCに、廃棄物処理法上の欠格要件に該当する役員が在職している場合には、廃棄物処理法上の罰則が適用され、その事実が明らかになった時点で産廃業の許可が取り消しになります。

その事実関係は、民間の一事業者が判断するのではなく、行政が判断する領域です。

反社会的勢力の支配関係にある業者の扱いは慎重にすべきでは有りますが、その嫌疑だけで委託契約書を締結しないことは、悪質な言いがかりと見做されても仕方有りません。

それぞれコンプライアンス上の問題になりかねません。

**設備工事にて元請と発注者の関係における排出事業者の特定について****質問**

弊社の顧客で製造元が親会社でその子会社が設備施工担当をし、あくまで元請けは親会社ですが実行は子会社が行っている。そのため子会社との契約(マニフェスト発行を子会社)で産廃処理しているケースも多くあります。この様な場合、罰則や行政指導などの実例はありますでしょうか？

**回答**

ご質問は、機械設備メーカーA社が建設会社B社から設備の発注をうけ、実際の施工は子会社C社が担当するケースについて、元請はA社なのに、マニフェストはC社名義で行っている場合に関する問題点です。

平成23年度から施行の改正廃棄物処理法の内容として、建設工事に伴って発生する廃棄物の処理についてはその建設工事の元請事業者が排出事業者としての責任を有するという原則が明確に規定されました。

この規定によれば、当然の事、元請のA社が排出事業者となり、産業廃棄物の処理委託契約もマニフェスト伝票の交付は元請たるA社の責任にて執り行うことが法的には求められています。

ただし、平成23年度の法改正の内容では、法第21条の3第二項～第4項において、元請責任の原則の例外の扱いを容認しております。すなわち、第4項においては、「元請業者からの委託を受けずに下請け人が行う委託」を規定しております。

すなわち、

元請業者の指示または示唆により下請負人が委託を行う場合には、元請業者が下請負人に委託していることになる。このため、第4項のようなケースは例外的であるが法的な措置が必要。⇒下請負人であっても、処理の委託をする際には、委託基準に従い、マニフェストを交付しなければならないこととし、適正な処理委託を担保。

この例外規定に該当するかどうかは、当該工事の発注者が建設業者B社なのか、それとも建設工事の開発事業者なのか、または、当該建設物の所有者か、管理者になるのか、当該設備建設工事の工事請負契約の内容が明確に示されないと、元請事業者の特定を含めて的確な回答が極めて困難です。

以上

## 質 問

排出事業者がビルの清掃会社、事業場がその(ビル清掃会社)顧客にて(多数に)複数に渡るケースです。ビル清掃会社が床清掃をした際に出るワックスの剥離廃液を弊社(収集運搬業)が廃アルカリとして、他社処理場へ搬入する案件です。

清掃に伴う廃棄物との観点から、この清掃会社(排出者)と弊社(収集運搬)と処理場(処分業者)にて、それぞれ処理委託契約を締結しようと考えています。

様々な事業場の清掃をされるため、発生しうる場所(処理見込み先)約400件をリストにし(清掃会社との)契約書(収集運搬、処分)に添付しました。

ビル清掃会社の顧客のため、業態も許可地域もバラバラです。

処分単価は一律とし、年間排出量も定めています。

この案件に関し、処理場(処分業)より、直接の(実際の処理)運営事業場でない箇所を一度に掲載する契約書には問題がないのかよく確認するよう要請(質問)を受けました。

ゼネコン関係の仕事をよく受けるが、排出者は同じでも事業場ごとに締結するのが通例。ということが理由のようです。

県の廃棄物指導課に確認したところ、産廃契約自体には(排出)事業場の(場所)明記は必須事項でないため、関係する法人同士(排出者、収集運搬業、処分業)が納得されているのであればどのような記載の仕方でも問題ないとの回答でした。

私個人としては処理場(処分業)の担当者の懸念事項に問題は感じられないのですが類似ケースやご指摘・アドバイスなどございましたらご教授いただきたい。

## 回 答

建設工事に伴い発生する廃棄物については、通常はゼネコン及び収集運搬業者、処分業者との間でそれぞれ「基本契約」を締結します。

建設工事は、排出期間が長短あり、発生現場も他県など多方面に及び、現場が移動する。

発生現場が常時移動のため、「基本契約書」では発生現場の都道府県・政令指定都市の場所までは明記するが、個別の発生現場を記載しない(記載できない)ケースが多々あります。

排出現場が確定できない状態では、廃棄物処理の適正処理は担保出来ません。

その対策として、排出事業者(当該ゼネコン)では、発生場所の現場を個別に掌握する必要性から、現場一覧表をまず基本契約書に添付し、その後の現場追加分は、その都度当該基本契約書に添付し、期間も自動継続ではなく一年に限定するなどの方式が多い。

御社の処理委託契約については、御社が受託する排出者の現場一覧を契約書に添付し、その後の変更(廃止、新規)は、変更時点で追加添付される方式とすれば処分事業者においてもご理解、ご協力がいただけるのではないのでしょうか？

なお、「排出者は同じでも事業場ごとに締結するのが通例」については、大きな建設現場とか、長期にわたる工事現場については個別に事業場ごとに契約書を作成します。

ただし、小規模な工事現場、リホーム関係等の現場では、個別に契約締結する手間を合理化するため、基本契約書にて一括対応する方式が一般的で法令上も容認されている。以上

## マニフェスト伝票の運搬終了年月日の日付が交付日と異なるが正しいか

### 質問1

関東の産廃を関西の処分場に運搬し、翌日着の場合、都内で23時過ぎに回収し翌日の朝、処分場搬入の場合など、運搬終了日がマニフェスト伝票交付日の翌日になるが問題となるか？

### 回答1

#### はじめに

マニフェスト伝票の交付年月日は、廃棄物が排出事業者により引渡され、同時に運搬業者が受託した日付が記載される。

「交付年月日欄には、廃棄物を運搬受託者に引き渡す日付を記入する」(産業廃棄物管理票の記載要領より) マニフェスト伝票の交付側(=排出事業者)が日付を記入する義務がある。

次に、運搬終了年月日は、廃棄物をマニフェスト伝票に記載された搬入先へ運搬受託者が運搬終了した日付が記載される。

「B1票の運搬終了年月日欄には、運搬を終了した時点で、運搬受託者がその日付を記入する。(産業廃棄物管理票の記載要領より)

#### 問題点として

この質問では、運搬終了日が交付日の翌日になるケースについて、運搬終了日付を交付日に合わすべきか、それとも、実際に運搬が終了した日で記入するかを迷っている。

マニフェスト伝票の記載では、日付記載の疑問、質問が過去にも沢山寄せられております。

#### 結論として

廃棄物の運搬移動は近接する地区に限定されません。運搬手段も、車両だけでなく、船舶、飛行機などによる運搬も現実には存在します。例えば、小笠原諸島から東京都の月島棧橋など。

また、電子マニフェスト伝票の日付処理との整合性から見れば、実際に運搬終了した日付を記載するのが適正処理です。

### 質問2

運搬終了日付記入のタイミングとしては、本来的には荷下ろし終了時であると思います。

ただ、実務的には工場搬入時にマニフェストを渡してから荷下ろししたり、並んで停車している間に書いたりします。

搬入時に後ろに車が並んでいるところで書いたりしては他業者を待たせることになるため、事前に書くドライバーもいます。このように事前に日付を入れるのは、どの程度の前までが適当であり、容認されるものか？

### 回答2

運搬終了年月日の記載は、運搬受託者の運転者《ドライバー》が記載することになります。

すでに、受入施設の到着、または確実に到着予定であれば、事前に日付を入れるのは問題ありません。むしろ問題なのは、日付の記載忘れによる未記入のケースです。記入すべき欄に記載がないと、虚偽記載の疑いの恐れがあると判定される場合の認識もしておいてください。

以上

「機密文書」の収集運搬と処分は、いかなる処理契約が妥当なのでしょう？

### 質問

機密文書の溶解には@15 円/kg~5 円/kg の処分費がかかっておりますが、処分受託者(製紙会社)からも契約を持ちかけられた事案はございません。

また紙ではあるものの、事業系一廃の車両で伺う事は皆無であり、産廃車両や無許可車両で、臨時対応するケースがほぼ 100%となっております。

今回、新規のお客様で「機密文書の収集運搬処理」のみを承る事案が発生し、その契約形態を巡って見解が分かれております。

- ① 一、産廃の収集運搬処分契約に含めて契約する
- ② 機密文書の収集運搬と溶解処分の契約を別途締結する
- ③ 契約なしで従来通り

基本的には「商取引」ですから、その合意に基づいた「契約ないし覚書」は必要だと考えますが、取扱いが「古紙」になるため、その契約手続き自体があまり事例の無い物となっているようです。

### 回答

#### 1. はじめに。

機密文書は、排出者にとっては通常の産廃又は一廃とは別個の処理方法で処理を委託するところに意味が有ります。その理由は、まさに機密文書だからです。

従来の一廃、産廃の収集運搬処分契約のままであれば、紙くずなら選別して製紙原料にするか、選別して RPF の原材料にするか。必ず選別の工程が入るのではないのでしょうか。

排出事業者の立場では、選別過程で企業の経営情報の漏えいを危惧するのは当然の考え方です。

機密文書は、紙を主体としたダンボール詰め廃棄物です。受入処分業者では、ダンボール箱をそのまま溶解槽に投入し攪拌のうえ、紙と金属、プラスチックに分離する処理装置を経由して製紙用の原料を確保している。これにより機密情報の外部に漏れることを防止しております。

#### 2. 基本的な考え方

紙くずが中心の廃棄物であれば、「専ら物」の扱いにて契約等の処理をすることが可能です。

受入れ処分先も紙くずの資源化処理業の認定などを受けている業者が多い。

再生事業者、再資源化処理業者などの登録業者なら『専ら物』の扱いにて受入処理が出来ます。

#### 3. 契約の考え方

通常の一廃、産廃の収集運搬処分契約とは別個の「機密書類処理契約」を締結したほうが良い。

御社においては機密文書を特別の処理ルートで責任を持って処理することを世間に PR することで機密書類の処理に関心を持つ顧客の更なる獲得につなげることが出来ます。

この契約は、産廃などの廃棄物処理委託契約とは別個のものであり、いわゆる三社契約(排出者、運搬業者、紙の処理業者)による契約をお勧めいたします。資源化処理契約と同類のもので有ります。

#### 4. おわりに

顧客が、一廃、産廃の収集運搬処分契約の締結先であったとしても、機密書類を扱うのであれば、別個の「機密書類処理契約」を締結した方がベターです。

機密書類処理の安心と信頼性を確保する上でも、受入処分先を含めて三者による契約を締結すること。手間がかかりますが顧客のニーズに応える体制も必要では無いのでしょうか？ 以上

## 安全衛生、運行管理面での会社役員の業務の役割と法的責任の関係

### 1.はじめに

廃棄物処理業の許可を受けている処理業者として、「欠格要件」の該当は絶対に回避しなければなりません。

あわせて、産廃処理業の事業を遂行する上で、全ての処理業者は安全衛生面、運行管理面で万全の体制を確保していかなければなりません。それは当然のことです。

### 2.実行上の問題

交通事故、作業上の事故、火災発生、労災事故、被災又は加害の事故などを全面的、完全には防止できないのが実情です。

すなわち、これらの交通、被災、加害の事故が万が一発生した場合、会社としての責任を果たす責任が有ります。

社長をはじめとして各役員が先頭に立って、その事故への対応、解決、改善に当たることとなります。業務上の問題には役員が総括的な立場で責任を果たす義務が有ります。

### 3.問題点

死亡も含めた人身の傷害事故、加害事故の場合には、その時々が発生状況、発生原因などによっては、会社側の当該業務担当の役員個人に対して法的な責任が問われることは少なくない。

例えば、業務上過失致死、同過失傷害、安全配慮義務違反、運行管理責任等が問われるケースがあります。

法的な責任をとわれて、略式裁判などにより罰金刑、正式裁判で禁固刑が確定すること想定しますと怖いものが有ります。

### 4.結論

産廃処理業の役員が罰金刑、禁固刑に該当すれば、ご存知の通り、欠格要件に該当し、直ちに許可取消しになります。

産廃処理業とは、万全の体制を構築していても有る意味では薄い氷の上を歩いているような危うい環境に有ります。

このリスクを回避又は乗り切る自己防衛策として、当該会社の役員はこれらに業務に直接関連する職責から分離した方が会社総体として安心安全ではないかというのが私の意見です。

以上